

# 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領

令和6年3月25日

## (趣旨)

第1 この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日交替制モデル工事」の実施手続、その他必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日交替制」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。
- (2) 「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。
- (3) 「4週8休以上」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

## (試行の対象)

第3 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、宮崎市が発注する工事で「週休2日工事」実施要領に定める発注者指定型又は受注者希望型としての発注が困難な工事（営繕工事は除く。）とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。

2 週休2日交替制モデル工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日交替制モデル工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

### 5 その他の事項

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇〇条に記載するものとする。）

### 第〇〇条 休日の確保

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象である。

試行にあたっては、『「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領』に基づき行う。

試行実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる。

3 「週休2日工事」実施要領の定めに基づき宮崎市が発注した工事において、受注者から週休2日交替制モデル工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、週休2日交替制モデル工事の対象とすることができる。

- 4 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領に基づき宮崎市が発注した工事において、受注者から週休2日工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、週休2日工事の対象とすることができる。
- 5 「週休2日交替制モデル工事」試行実施要領にあてはまらない建設現場の場合は、受発注者双方で協議するものとする。

### (実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日交替制モデル工事の実施について発注者に協議するほか、次の各号の規定を適用する。

週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし発注者に通知するものとし、次の各号の規定は適用しない。

- (1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事履行報告書に当該月の技術者及び技能労働者の休日の確保状況が分かる書類（休日及び出勤状況が分かる既存の資料）を添付して、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事看板等により週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を明示するものとする。
- (4) 受注者は、週休2日交替制モデル工事の試行の完了後に、休日率が確認できる書類（休日及び出勤状況が分かる既存の資料）を、発注者に提出するものとする。

### (労務費・現場管理費の補正)

第5 当初契約時は労務費及び現場管理費の補正は行わずに契約し、週休2日交替制モデル工事の施行後、休日率に応じて、下表の補正係数を乗じて変更契約するものとする。

なお、休日率が21.4%未満となった場合や週休2日交替制モデル工事に取り組まない場合は、補正は行わない。技術者及び技能労働者の休日の確認方法等は別紙の通りとする。

#### 労務費・現場管理費の補正

	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%以上 28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上 25%未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
現場管理費	1.03	1.02	1.01

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に予算執行伺を行う工事に適用する。